

傷病手当金の支給について

公務によらない病気やケガで 休職などになった場合は、 傷病手当金を請求することができます

支給要件

在職中

組合員が公務によらない病気やケガの療養のため勤務することができなくなり、そのため給料が支給されなくなったとき

退職後

1年以上組合員であった人が、退職日までに病気休暇・病気休職等を引き続き3日以上取得し、退職後も引き続き病気やケガのために勤務できない場合で、任意継続組合員または国民健康保険に加入したとき（家族などの被扶養者となった場合には対象外）

支給期間

傷病手当金（法定給付）

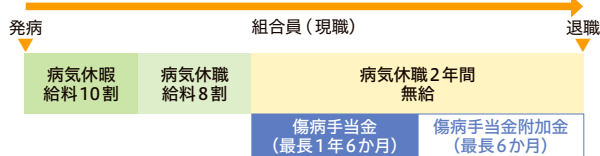
→ 1年6か月の範囲内

傷病手当金附加金（附加給付）

→ 法定給付支給終了後、6か月の範囲内

例1

病気休暇（90日）、病気休職（有給1年、無給2年）を最長期間とった後、退職した場合



例2

傷病のため勤務できなくなった日から4日以上（引き続き3日以上+退職日）経過して復職せずに退職し、退職後任意継続組合員となる場合



病気休職中で給料8割の支給中に傷病手当金が支給される場合があります。

8割の給料支給期間中に傷病手当金の支給が開始された場合、無給休職期間中に傷病手当金の支給が終了となります。

※「収入なし」とは、病気や負傷のために仕事ができない場合をいいます。したがって、傷病が軽快し、仕事ができる状態であるにも関わらず、単に適職がないなどにより仕事をしないために収入がない場合は、傷病手当金は支給されません。

また、傷病手当金は収入としてみなされるため、家族の被扶養者にはなりません。

支給金額

平均標準報酬日額 × 2/3 × 支給日数
(一円未満四捨五入)

▶平均標準報酬日額とは？

傷病手当金支給開始月を含め、過去12か月の標準報酬月額を平均した金額を22で除して、平均標準報酬日額を算定し、傷病手当金額を計算します。

例1

傷病手当金支給開始月（令和2年1月）まで過去12か月に標準報酬月額（470,000円）の変更がなかった

470,000円 × 12か月 ÷ 12か月 = 470,000円
470,000 ÷ 22 = 21363.6 (10円未満四捨五入) ≒ **21,360円** 平均標準報酬日額

例2

過去12か月間に標準報酬月額に変更があった

平成31年2月～平成31年3月 470,000円 2か月…①
平成31年4月～令和2年1月 440,000円 10か月…②
① 470,000円 × 2か月 = 940,000円 ② 440,000円 × 10か月 = 4,400,000円
① + ② ÷ 12か月
940,000円 + 4,400,000円 = 5,340,000円 5,340,000 ÷ 12か月 = 445,000円
445,000円 ÷ 22 = 20227.2 (10円未満四捨五入) ≒ **20,230円** 平均標準報酬日額

支給手続（事前審査→請求）

傷病手当金の請求前に、所属所において必要書類を取りまとめて提出していただき、共済組合で事前審査を行います。退職者の方は、退職時の所属所を通して事前審査の必要書類をご提出いただきます。

提出された書類を審査し、支給要件を充足していることを確認した上で請求手続きなどについてお知らせします。その際に請求書様式を送付いたします。（傷病手当金の詳細は、「福利厚生ハンドブック（平成31年3月）」P70～73も参照してください。）

また、傷病手当金の請求に当たっては、所属所の事務担当者にご相談ください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827